

職業教育の再編成と実業補習学校「公民科」

田村 真広*

はじめに

1924年、文部省によって「公民科教授要綱」が示された。日本では、実業補習学校において初めて、「公民科」の教科としての輪郭が明らかにされたのである。この「公民科」について筆者の有する関心は、「公民科」が実業補習学校へ定着した過程にではなく、むしろ、ひとたび設置を企図された「公民科」が実業補習学校の実状にそぐわなくなった経緯にある⁽¹⁾。すなわち、1920年の実業補習学校規程の改訂以来、実業補習教育の二大目的として唱われた職業教育と公民教育との関連に着目しながら、1920年代後半あたりから広がりを見せた職業指導運動を前に、変更を余儀なくされた実業補習学校「公民科」の実態に迫ることである。このような作業は、「公民科」を学校教育へ定着させる条件をめぐって、蓄積されてきた議論の内容を吟味するために、そしてまた、「公民科」の本質的性格にかかわる問題点を究明するために必要な作業と考えるのである。さらには、戦後社会科が歴史的に持ち続けてきた問題点にかかわる有効な示唆を、以下の考察から得ることをめざしている。

はじめに、日本の公民教育史に関する先行研究において、実業補習学校への「公民科」設置の意義が、どのような視点から論じられてきたのかを見ておきたい。

第一に、「公民科」の設置には、主知的で講義調の伝統的な教授法やカリキュラムを改造しようという設置者の意図が反映されていたという点に注目し、その進歩的性格を評価する研究である⁽²⁾。確かに、「実業補習学校公民科教授要綱」によると、教授に際しては「出来得る限り事例を日常生活に於ける経験の範囲に求め理論に偏せず道徳的情操の陶冶に努むべし」とか、「職業科目其他の学科目と連絡裨補して教授する」と述べてあり、「公民科」には、設置者による教育方法改造への志向を認めることができる。内容に関しても、当時の文部官僚による著作をみれば、欧米先進国の公民教育情報が入手され検討の対象とされていたことがわかる。「実業補習学校公民科教授要綱」が、「その内容構成及び方法においてもアメリカのCivicsに範を求め、大きな影響をうけている」とした中野氏の指摘は、おおむね妥当なものといえる。しかしながら、氏の研究においては、「公民科」設置の意義についての評価に際しては不可欠と考えられる、社会的背景や思想的・学問的背景についての追究がなされておらず、せいぜい「大正デモクラシー」や「新教育思想」、「教育勅語体制」といった指摘をするにとどまり、「公民科」設置をアクトチュアルに把握することに成功していなかった。また、「公民科」設置者の意図のみから、教育方法や内容を論ずるという研究方法上の難点があり、「公民科」が実業補習学校においてどのように受けとめられたのかについては、課題として残されたのである。

* 筑波大学大学院

第二は、そうした不十分さを補うべく、政治的統治論の文脈で公民教育の目的に着目し、青年大衆向けの啓発と思想善導のために支配側が対応したものととらえてきた研究がある。こうした観点からの検討を深めたものとして斎藤利彦氏の研究がある⁽³⁾。氏は、実業補習学校で公民教育が重視されるに至った経緯を、労働・小作争議が頻発する中で、下層勤労青少年を対象とした「協調主義」という政策理念にもとづく教育施策が、「政党政治体制」下において求められたととらえ、そうした政策的背景のもとに実業補習学校「公民科」が結実したことを論じた。ところで、「公民科」が、他の中等学校に先駆けて実業補習学校に設置された点について、斎藤論文ではうまく説明がなされていない。すなわち、実業補習学校が職業教育と公民教育の二つの目的をもっていった点をどのようにとらえるかということである。そのために、「公民科」の消滅を、当時において主流であった政治統治理念としての「協調主義」の衰退という、いわば外在的要因のみによって説明するというような難点を持ったと言えるのではなからうか。実業補習学校に置かれている社会的状況や「公民科」の設置状況などから、内在的要因による「公民科」の消滅の論理を補うことによって、「公民科」の歴史的意義と問題点を追究するという課題が残されているのである。

第三に、職業教育と公民教育との二大目的を据えた1920年の実業補習学校規程改訂の際に、そのモデルをドイツの事例に求めた可能性が大きいとして、その特徴を論じた研究がある⁽⁴⁾。田淵は、明治末期から大正期にかけて文部省から刊行された、海外の実業教育・補習教育に関する紹介文献を検討しながら、それらの中で把握されている実業補習学校における公民教育は、「公共の利益」に貢献することのできる「品性」の教育だったとした。海外情報の受容という限られた視座からの考察にとどまってはいるが、この論文で注目すべきは、この時期の日本の実業補習学校改革をトータルにとらえるところから、公民教育の意味づけを行おうとした点である。すなわち、「公民教育の目的と職業教育の要請とが、どのような必然性を以て結び合わされるか」⁽⁵⁾という視点から公民教育を問題にしたことである。

そこで本論文では、資本主義的産業化の進展に合わせた職業教育再編成という社会的要請と公民教育との関連に着目して、実業補習学校「公民科」の歴史的意義について考察を行うこととする。課題は、以下の二つに設定する。一つは、職業教育再編成の動向に関連し、1920年の実業補習学校規程改訂に際して浮上してきた公民教育に対する問題提起の中味を明らかにすることである。これを、主として文部省の担当者によって述べられた主張を検討の対象とすることによって示す。二つめに、職業教育再編成の渦中にあったという意味では、当時における代表的都市であったとみなせる東京市の実業補習学校を事例にして、職業教育や「公民科」の実態について明らかにすることである。

1. 実業補習学校における公民教育と職業教育

実業補習学校は、1893年に小学校令にもとづく実業補習学校規程の制定に始まり、小学校教育を補完する教育機関として発足した。その後、1899年の実業学校令の公布にもとづく1902年の実業補習学校規程改訂では、実業補習学校は実業学校の種類として位置づけられるようになった。そして、1920年の実業補習学校規程改訂では、教科目、修業年限、教授時数、入学資格等の基準

が初めて定められ、職業教育と公民教育を二大目的とする本格的な中等教育機関としての体裁を整えたのである⁽⁶⁾。

1920年の改訂で注目すべき点は、規程第一条における実業補習教育の対象者を、改訂前では「実業ニ従事スル者」とあったのを「職業ニ従事スル者」と修正した点である。この点について千葉敬止は、「職業学校規程を新設して、農工商等以外の職業に関する実業学校を認むることにした」経緯から「職業なる語を用ひた」⁽⁷⁾と説明している。しかも、就職先未定のため家事・家業に従事している者まで「職業ニ従事スル者」とし、「現在未来を含み居ることと解」⁽⁸⁾して実業補習学校の対象者とみなした点は注目すべきである。すなわち、従来の実業学校の種類として認めてきた工業、農業、水産、商業、商船の他に、裁縫、家政、理髪、簿記、写真、鉄道、自動車等の職業をも実業教育の範疇に加えることになったのである。このように職業教育の再編成によって、第一次大戦後の慢性的不況下での低廉労働力の需要と、失業防止・選職指導に実業補習教育が備えようとしたことを示しているのである。

広範囲にわたる「職業ニ従事スル者」を対象にして、職業教育と公民教育とを不可分とする目的規定が実業補習学校に与えられたのである。実業学務局の松本喜一は、相互不可分の目的規定について、以下のように述べている。

「元来公民教育と職業教育とは二物の様ではあるが、実は之れ一物一元と心得て取扱はなくしてはならないのである、即ち吾人人類がその本性に順つて社会共同生活の実を挙げて行く上に於ては農、工、商、漁業、鉱山は勿論種々雑多の職業を各人各個の性能に応じて分業し、協力し相倚り相扶けて行くことに依て始めて完全平和なる社会国家を営んで行くことが出来るのであつて苟も国民たり公民たる資格を有する以上は職業を有しないでは居らるゝものでない、又之れを有しないでは国民と云ひ公民と称する資格がないものである、と云つてもよいのである。」⁽⁹⁾

松本は、職業人として社会や国家の営みに貢献する者こそが公民だというのである。

そして、実業補習学校における公民教育は、社会全体の産業化、都市化の進展に対応した教育を志向したものととらえるのが妥当である。のちに大島正徳が、「公民教育とか、或は民衆教育とか、公德心とかいふやうなことに關する問題は、農村といふやうな所よりは都会に於てより多くその問題が緊切味を有つて居る」ことは確かなことで、「より多く生活上都市生活に關係があるといふことは言ふまでもない。」⁽¹⁰⁾と述べたことは、そのことを説明したもののみなせる。すなわち、分業化や生活様式の多様化が進んだ中でこそ、「社会共同の利益」や「公益」についての判断力を育成することが、公民教育の中心課題となるということの表明なのである。1918年に出された臨時教育會議の「実業教育に関する答申」で徳育の強化が唱えられ、その論理的帰結として実業補習学校に「公民科」が設置されたと説明することは可能であるが、その際にはとくに、社会全体として進行しつつある産業化、都市化に見合う職業教育の再編成と関連させての「公民科」設置であった点をおさえておきたい。

ところで、「公民科」において、職業、産業に関する事項はどのように教授すべきとされていたのであろうか。以下に掲げるのは、1924年発表の「公民科教授要旨（都市用）」に掲げられた

「職業」「生産」「商業」「工業」「金融」「わが国の産業」に関する記述である⁽¹¹⁾

職業：本課は職業と人生との関係を明にし職業が社会協同の意義あるものたることを説き職業の種類並其の選択上の心得を授け商工業と国家との関係を知らしむ

生産：本課は生産に関する三要素の密接なる関係を説き併せて能率増進の必要なることを知らしむ

商業：本課は商業の種類企業及商業の助成に関する大要を説き商業の任務を知らしむ

工業：本課は工業の種類、経営及び助成に関する大要を説き工業の任務を知らしむ

金融：本課は各種の金融機関を説明し信用の種類及主なる信用証券の作用を知らしむ

我が国の産業：本課はわが国の産業の大要を授け国土の開拓海外発展の精神を知らしむ

これらを見る限り、結果的にはこれらは「公德心の育成」という目標に収斂されるとはいえ、職業や産業に関する事実にもとづく知識の習得が期され、その延長に社会のあり方への認識や徳操の涵養が見込まれていることに注目すべきである。このように、職業生活に関する教育内容が、職業科目とは別に「公民科」の内容として想定されていたのである。また、「公民科」を設置した当初には、渡辺鉄蔵「経済、都市に関する事項」⁽¹²⁾など、経済・産業事象を含め多岐にわたる教授項目についての講演が、文部省主催のもとに行われていたが、次第に公民道徳や国体論等思想善導に関する講演が多くを占めるようになっていった点も見逃せない。

このように、実業補習学校における公民教育は、「実業的教科によりての教育」であり、「青年子弟が各自将来依て以て立つべき職業的の学科即ち職業科目に基いて青年子弟夫々の品性を陶冶し人物を養成するもの」⁽¹³⁾と把握されていたのである。

2. 職業指導の立場からの公民教育への問題提起

職業教育の再編成の中で登場した「公民科」は、実業補習学校経営の立場とは異なる立場からの批判に当面することになる。それは、「個性尊重の職業指導」の立場からの公民教育への問題提起的な批判であった。水野常吉は、社会教育局の官僚を経験し、大日本職業指導協会の理事として職業指導運動を理論面で指導した人物であった。その水野が主張したことは、公民教育廃止論ではなく、公民教育の発展のために「個人差の原則」を導入し、この原則から「国家有用の公民」とはいかなるものかを検討すべきということである。やや長いが、以下に引用する。

「最近の公民教育の通念となりつつあるものは、共同生活の完成を目的とし、共同生活に対する理解と信念とを与ふる教育で政治経済其の他社会生活に関する知識の養成を意味し、其の知識の道徳化、倫理化を意味するものでしかも実際生活に即せしめた教育を意味せんとするので一般的陶冶に更に職業的陶冶の色彩を多分に有するものと思惟せらるる所に教育的重要性を発見される次第である。併し吾人をして率直に言はしむれば、現在迄の公民教育の通念には個人差の原理が包含せられて居ないやうに思はれる。吾人の考ふる所を以てすれば公民教育と個人差の原理とは決して矛盾するものでなく、個人差の原則を認め其の個人差の原則に基いて適材を適所に指導せんとする職業指導教育を包含して初めて真の公民教育は大成されるものと信じて居る。単に国家

有用の公民養成、又は共同生活に対する理解と信念とを与ふる事を目標とする公民教育ではただ概念的抽象的教育に陥り易い。共同生活の完成には千差万別なる個人差即ち各人の賦有する個性の正しき伸展を助長して合理的に無駄なきやうに指導せんとする職業指導なくしては共同生活の完成は望み得ない。更に又国家有用の公民とは果して如何なる公民であるかが研究の大問題となる。如何なる賦性を有し、如何なる環境にあり、如何なる智能を有するものが、如何なる分野に公民として活動することで有用の公民たることが出来るか、如何なる生活様式に入るのが換言すれば如何なる職業を選択する事が共同生活を完成する所以になるかを知らしめ、指導し、将来益々向上せしむるかが公民教育上の根本問題となる訳である。」⁽¹⁴⁾ (下線引用者)

ところで、水野の言う「個人差の原則」とは何であったか。まず、こうした主張の出てくる背景に、経済不況のもとでの学校教育における職業指導の高まりと、大日本職業指導協会などによる職業指導運動の広がりがあったことをあげねばならない。1927年に文部省訓令第20号「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」が出て以来、学校教育と職業紹介事業の行政当局の間では、職業指導が活発に取り組みされた⁽¹⁵⁾。大日本職業指導協会を母胎とする職業指導運動は、機関雑誌『職業指導』を手がかりにしてネットワークをすでに広げ、前述してきたような実業補習学校の職業教育や公民教育の目的とは異なる目的や内容とを有した職業指導を広めていた。それは、「個性尊重」を名分とし、官民一体となって不適職による失業と社会不安を防止し、効率よく就職先を斡旋するという実利性を重んじた指導に重点を置いたものであった。『職業指導』には、心理学の手法による個性調査法の開発や学校教育と労務行政との連携による職業紹介事業の推進等を課題とした論稿が、主として掲載された。

とくに東京市では東京市職業指導研究会が組織され、「職業指導講話資料」「高等小学校の指導実例」「尋常小学校の職業指導綱領」などを発表し、職業指導運動を盛り上げていた。東京市教育局は、「個人差の原則」は「適材適所」という方法を採用することで、国家や社会の発展に貢献する原則だと説明していた⁽¹⁶⁾。また、同じく東京市教育局のまとめた「職業指導講話資料」では、職業の意義、変遷、種類、各職種ごとの主要な概念などについて、資料や教科書との関連も明示しながら、「良き職業人」を育てることをめざしての綿密なプログラムを準備していた⁽¹⁷⁾。

「適材適所」論の落し穴は、就職希望者一人ひとりに対して、職業や各種産業、そして社会全体についての事実にもとづく批判的な考察が認められない場合には、それは人的資源の分配という単なる国民支配の論理に容易に転化し得るところにある。そして、紛れもなく職業指導運動のめざすところは、国家による人的資源の「合理」的分配を通しての産業・経済統制をなし、不況と社会不安の難局を乗り切ろうとするものだった。それは、国家行政の強力なイニシアティブを前提とした国民支配の論理と言ってもよいものだった。以下の水野の言説は、そうしたことの一つの裏付けとなる。

「真の職業指導は、<中略>全国的職業指導に関する調査の如きものを徹底的に行ふと同時に一方に於ては全国的に諸官省を始め各病院、各ホテル、各会社工場、商店、農場等に必要とする新雇備入人員の概数を調査し我が国将来の発展上必要なる工業方面、農業、商業方面、公務自

由業等に於ける実状を国家的に調査し、資源局等の仕事と連関して其の有望なる職業、衰微して行く職業等の調査に基づき教育機関が此等の社会事象に鑑みて合理的な労働調節の意義から人材を肥羅剔抉して適材を適所に按排する国家的の職業指導機関を創定せねばならないのである。」

(18)

3. 東京市における実業補習学校の実態

次に、1920年代の東京市における実業補習学校の実態を概観しておく。ひとことで言えば、東京市の実業補習教育は甚だ不振であったと言える。東京市に限らず、都市部の実業補習学校は概して不振であり、就学率は低く設備面も不備であった⁽¹⁹⁾。東京市が不振であったのはなぜか。

東京市政調査会は、1928年に東京市の実業補習教育の改善方向について提言をしている。「文部大臣に提出したる建議」は、三項目からなっていた。そのうちの一つである教授内容に関する項目は、「実業補習学校は各特殊の職業又は科目に従て組織し、職業科目の教授を徹底充実せしめ、生徒をして成るべく自己の従事する職業に付き稍高等専門の教育を受けるを得せしむる様改むべきこと」⁽²⁰⁾とあり、職業科の充実のみが言及されていた。ここには、東京市の独自の事情が反映していたのである。つまり、実業補習学校への就学率の圧倒的低さに関係があった。1926年度の市内尋常小学校の卒業者のうち、実業補習学校への入学対象者数は14,538名であったのが、実際の入学者は835名で、就学率は実に6パーセント弱といった有様であった。残りの94パーセントの人々は、就職先に付設された簡易な養成所や私塾など「各種学校」に通う者が大多数とみなされていたのである⁽²¹⁾。そこで、実業補習学校の就学率向上のためには、職業科の充実が先決とされたわけである。

その他の提言として、地域ごとの職種分布に応じた学科編成を採ることや、設備の改善と専任教員の増員などがあげられている。しかしながら、市営の実業補習学校のうち独立した校地、校舎を有したものは東京市には皆無であり、小学校などへ併設されているのが実状であった。また、専任教員は兼任教員の6分の1しかいなかった現状を変えるほどの予算措置は、到底望むべくもなかったのである。こうした状況から、実業補習学校を差し置いて、産業界の人材需要に機敏に対応し得た「各種学校」が栄えるという現象が生み出されたのであった⁽²²⁾。

このように、不振を極めた東京市の実業補習教育ではあったが、果して「公民科」は、どの程度定着していたのであろうか。1926年度でみると、調査対象67校中、修身科の中で「公民心得」として行われたのが63校、「修身及公民科」が3校、「公民科」が2校といった状況であったことがわかる⁽²³⁾。実業補習学校における「公民科」設置率は、就学率と同様に「低調」であるとともに、設置率の上がる条件さえも備わっていなかったのである。

ところで、職業教育と公民教育とを一体不可分の目的として再出発した実業補習学校は、短命に終わる。すなわち、実業補習学校は、青年訓練所令の公布や社会教育局への移管によって、その性格を変えてゆくのである。青年訓練所設置以降の実業補習学校においては、軍事教練が他学科目の教授時数を圧迫し、また、職業が元来有する実利性や功利性は忌避され、次第に国体への忠誠に職業教育の目的が収斂されるようになるのである。

おわりに

本論文では、1920年の実業補習学校規程改訂を境にして、職業教育に関連して二つのアプローチがあったことを論じてきた。一つは、職業教育と公民教育とを相互不可分の目的として、職業科目や「公民科」の内容を編成した実業補習学校である。実業補習学校においては、職業科目以外に「公民科」においても、職業に関する教育内容が想定されていたのである。もう一つのアプローチは、「個性尊重」「個人差の原則」に基づき「適材適所」の適職・選職指導を施す職業指導運動である。職業指導運動は、実業補習学校に限らず尋常・高等小、中等学校など広い範囲にわたってくり広げられた。

そして、1920年代の東京市を事例にした場合、下層勤労青少年の教育要求に鋭く迫り得たのは職業指導運動と「各種学校」の潮流であったことが明らかとなった。職業指導運動の中では、職業や産業、経済事象について考察をさせるような職業に関する教育内容も提示されていたが、実態としては、心理学的な個性調査と職業紹介事業、そして即効性のある訓練にとどまっていた。職業指導運動の優位性は、産業界で進みつつあった職種の多様化と技術の発展とに追いつくことができなかつた実業補習学校とは対照的に保持された。そうした中で「公民科」は、文部省の構想や振興策とは裏腹に、ほとんど定着しておらず、「修身科(公民心得)」あるいは「修身及公民科」として設置されるにとどまった。東京市に限っての事例検討ではあったが、都市実業補習学校の不振が当時の当局者たちによって一様に指摘されていたことを考慮すると、同様の実態は多くの地方都市にも見られたと推測される。

1920年の規程改訂によって実業教育機関としての地位が明確となった実業補習学校が、短命のうちその性格を変えていったことは、「公民科」の変遷を考える上で見逃せないことである。「公民科」がやがて「修身科」との融合を強め、職業についての教育内容をも変質させながら包摂していった事情と並行して、実業補習学校が社会教育局の所管となり青年訓練所、そして青年学校へと組み直され、軍事教練の導入によって諸学科目が逼迫させられたことが省みられねばならない。しかしながら、職業指導の進め方をめぐって、批判的提言が全く現われなかつたわけではない。現行の学科が職業生活と遊離しているという理由から、いたずらに職業科が新設されて職業指導の低年齢化が蔓延していることに懸念を表明し、あくまで学科課程の改善と義務教育年限を延長した上での職業指導の整備を主張する意見もあった⁽²⁴⁾。これは、「公民科」の存続の条件を示唆したともみなせる指摘と言ってよい。

本論文では、1920年代における職業教育の再編成とのかかわりで「公民科」の意義と問題点を論じてきた。その中で浮上してきたことは、「職業についての教育をいかに行うか」という問題の中には、「公民科」の性格や存否にかかわる重要な選択岐が含まれていたということである。そして、この問題は、戦後の社会科にも引き継がれた問題であったことが想起されてよい。すなわち、新制中学校における職業科は、目的規定において、社会科との連絡を持つ教科として誕生したという事情である⁽²⁵⁾。こうした「社会科と連絡を持つ教科としての職業科」という視点こそ、社会科の歴史的考察に際して、有効な視点であることを主張して、筆を置くことにしたい。

<註>

- (1) 「実業補習学校公民科教授要綱」の原案を作成したとされる公民教育調査委員会での審議過程は、未だ明らかではなく課題として残されている。本論文では「要綱」が提示された事実をふまえ、その後の展開を問題とすることにした。
- (2) 中野重人「わが国における公民科教育の史的研究（Ⅰ）－実業補習学校における公民科の成立」『宮崎大学教育学部紀要』30、1971年。
- (3) 斎藤利彦「『大正デモクラシー』と公民科の成立－文部省少壮官僚の公民科論」『日本教育史研究』2、1983年。
- (4) 田淵久美子「大正期公民教育論における外国情報の受容－1920年の実業補習学校規程改訂をめぐって」『日本の教育史学』33、1990年。
- (5) 同上、87頁。
- (6) 佐藤守「実業補習学校の成立と展開－わが国実業教育における位置と役割」 豊田俊雄編『わが国産業化と実業教育』東京大学出版会、1984年、などを参照のこと。
- (7) 千葉敬止『日本実業補習教育史』東洋図書、1924年、239-240頁。
- (8) 同上、237頁。
- (9) 松本喜一「実業補習教育に於ける公民教育と職業教育」『補習教育』23、1925年1月、155頁。
- (10) 大島正徳『都市に於ける公民的教養』中央教化団体連合会、1936年、2頁。
- (11) 前掲千葉『日本実業補習教育史』などに所収。
- (12) 文部省実業学務局『公民教育講演集』第一輯、1924年に所収。
- (13) 松本喜一『最新実業補習学校の経営』三友社、1924年、8頁。
- (14) 水野常吉「公民教育と職業指導」『公民教育』1931年4月、93-94頁。しかしながら、雑誌『公民教育』には、この水野の提案を積極的に受けとめて反批判や同調論が展開された形跡は、管見の限りでは見出せない。
- (15) この訓令は、学校教育における職業指導の必要性を打ち出したもので、学校職業指導の推進に大きな役割を果たしたとされている。清原道寿「日本における学校職業指導の歴史」生活科学調査会編『産業技術教育講座1』医歯薬出版、1958年。
- (16) それは、以下のごとくである。「社会の進展は、適当なる個性を有する人が適当なる部署に於て各自の使命を遂行することに依つて招来される。されば個性の長所を發揮せしむるやう適材を適所に置く事は、社会の進展を図ると共に個人の福利を増進する所以である。」 東京市教育局「学習の機会に於ける個性観察法」『職業指導』1930年9月、29-30頁。
- (17) しかしながら、それらが尋常小・高等小のみを対象にした資料であったことは、後で述べるような実業補習学校の実態とかかわって注目すべきことである。
- (18) 水野常吉「社会教育局の出現と職業指導」『職業指導』1930年3月、9頁。
- (19) 松本喜一「都市実業補習教育の振興上解決すべき諸問題」『補習教育』60、1928年2月。
- (20) 「実業補習教育改善に関する東京市政調査会の意見」『都市問題』7-1、1928年7月、126頁。

- (21)東京市政調査会『東京市の実業補習教育』1928年、川本宇之介執筆、を参照した。
- (22)この点に関連して、「産業界の積極的な協力を求め、工場、会社、商店、などの企業の内部にある教育機関を育成する方策を講じなかった当時の教育施策からは、臨時教育会議が要望するような実業補習教育の義務制を実施できるような素地を生み出すことはできなかった」という細谷俊夫の指摘は重要である。国立教育研究所『日本近代教育百年史』第十巻、1974年、17頁。
- (23)「公民科」設置の2校は、東京府立実科工業学校併設工業補習学校と蔵前工業専修学校。しかも後者は、初等部、中等部では「修身及公民科」であった。前掲『東京市の実業補習教育』を参照した。
- (24)城戸幡太郎「職業教育と職業指導」 『職業指導』1933年12月。
- (25)坂口謙一「新制中学校職業科と社会科の連絡－戦後教育改革における『職業生活に関する教育』構想の展開過程」 『名古屋大学教育学部紀要』37、1990年。